

令和2年1月相良村農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年1月10日（金） 午前9時00分開会

2. 開催場所 役場2階会議室

3. 出席委員（8人）

会長(10番) 渡邊 和夫	職務代理者(5番) 永田 熊信	
(1番) 宮原 清人	(2番) 岩坂 博行	(3番) 西田 義和
(4番) 山田 成代	(6番) 白石 恒二	(7番) 平川 真由美
(8番) 内元 幸一郎	(9番) 信國 敏彦	

地区推進委員

高岡 重盛	木崎 俊充	岩崎 盛光	伊東 明継	中竹 宏一
杉本 和博				

4. 欠席委員：農業委員（2人）

欠席委員：最適化推進委員（0人）

5. 議事日程

日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第2 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

日程第3 議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について

日程第3 議案第4号 農業委員会の法令遵守の申し合わせについて

そ の 他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 平田 智博

農地係長 阿久津 裕介

7. 会議の概要

開会：午前 9 時 00 分

	<p style="text-align: center;">1 開会・議長挨拶</p> <p>議長 おはようございます。</p> <p>本日は、4番、7番委員が欠席ですが、相良村農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立します。</p> <p>只今から、令和2年1月相良村農業委員会総会を開会します。</p> <p>相良村農業委員会会議規則第4条の規定により、私が議長として議事を進行させていただきます。</p>
	<p style="text-align: center;">2 議事録署名委員の指名について</p> <p>議長 議事録署名委員は、8番委員、9番委員の2名を指名します。よろしくお願ひします。</p> <p>これより、議題に沿って会議を進めます。議案が4議案で、案件が34案件です。</p>
	<p style="text-align: center;">3 議 事</p> <p style="text-align: center;">議案第1号</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請について</p>
議長	<p>はじめに、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議します。1番についてですが、6番委員に関する案件なので相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p>
	<p style="text-align: center;">(6番委員退席)</p>
議長	<p>それでは、1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>おはようございます。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。番号1、大字柳瀬字知敷原及び新並木、田3筆の5,771m²です。権利種別は3条の使用貸借で貸付人及び借受人は議案に記載されているとおりです。以上です。</p>

議長	引き続き、本件について柳瀬地区推進委員に報告をお願いします。
柳瀬地区推進委員	先日立会いをしてきました。親子間の異動でありますので、問題ないと思われます。
議長	ただいま、事務局からの説明と柳瀬地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。
	(意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。ここで6番委員の入室を許可します。
	(6番委員入室・着席)
	議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
議長	議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(利用権貸借)の承認について審議します。1番についてですが、1番委員に関する案件なので相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。
	(1番委員退席)
議長	それでは、1番について事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(利用権貸借)の承認について説明いたします。番号1、大字柳瀬字風呂前、田1筆の3,390m ² です。賃貸借の再設定で利用権を設定

	する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり20,000万円です。以上です。
議長	引き続き、本件について柳瀬地区推進委員に報告をお願いします。
柳瀬地区推進委員	先日、平川委員と行きまして再設定案件でもあり、何ら問題はないと思われます。
議長	ただいま、事務局からの説明と柳瀬地区推進委員から報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。
	(意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。ここで1番委員の入室を許可します。
	(1番委員入室・着席)
議長	次に、2番について事務局の説明をお願いします。
事務局	番号2、大字川辺字上高原、蜻木、小森、堀内、城ノ平、城ノ上、地目は田4筆、畠14筆の26,731m ² です。使用貸借の再設定で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年です。以上です。
議長	引き続き、本件について2番委員に報告をお願いします。
2番委員	報告いたします。1月8日に調査した結果、親子間でもあり再設定案件でもありますので問題ないと思われます。
議長	ただいま、事務局からの説明と2番委員からの報告がありました が、本件につきましてご意見ありませんか。

	(意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。
議長	3番と4番は、利用権の設定を受ける者が同一につき一括して審議いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	番号3、大字川辺字高原及び実、畠4筆の10,745m ² です。賃貸借の再設定で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり15,000円です。続きまして、番号4、大字川辺字実、畠1筆の5,013m ² です。賃貸借の再設定で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり15,000円です。以上です。
議長	引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。
川辺地区推進委員	これは12月31日に10番委員と確認をしております。賃借権の再設定であり、何ら問題ありません。
議長	ただいま、事務局からの説明と川辺地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。
	(意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。
	(異議なしの声)

議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。
議長	<p>次に、5番から7番についてですが、利用権の設定を受ける者が同一につき一括して審議いたします。</p> <p>なお、深水地区推進委員に関する案件なので相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p>
	(深水地区推進委員退席)
議長	それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>番号5、大字川辺字佐土原、萩原、村ノ前、地目は田3筆、2,684m²です。賃貸借で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は全筆で玄米240kgです。続きまして、番号6、大字柳瀬字山ノ田、地目は田1筆、1,095m²です。賃貸借で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は1筆で玄米90kgです。最後に番号7、大字柳瀬字山ノ田、地目は田2筆、2,074m²です。賃貸借で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は2筆で玄米90kgです。以上です。</p>
議長	引き続き、本件について5番を川辺地区推進委員、6番と7番を3番委員に報告をお願いします。
川辺地区推進委員	5番について報告します。8番委員と立会いをしまして、記載のとおり間違いありません。
3番委員	6及び7番については、先日確認をしまして記載のとおり間違いません。
議長	ただいま、事務局からの説明と5番を川辺地区推進委員、6番と7番を3番委員から報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。
	(意見なしの声)

議長	ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。ここで深水地区推進委員の入室を許可します。
	(深水地区推進委員入室・着席)
議長	次に、8番について事務局の説明をお願いします。
事務局	番号8、大字川辺字高原、朝の迫、枯塚、実、及び大字深水字石坂、地目は畠16筆、64,253m ² です。使用貸借の再設定で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年です。以上です。
議長	引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。
川辺地区推進委員	先日、現地のほうを確認し何ら問題ありません。
議長	ただいま、事務局からの説明と川辺地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。
	(意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、9番について事務局の説明をお願いします。
事務局	番号9、大字四浦字久木原、田尾、除ヶ添、葉根田、表村、小野迫、地目は田1筆、畠6筆、合計面積が1,553m ² です。使用貸借の再設定で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に

	記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり16,097円です。以上です。
議長	引き続き、本件について9番委員に報告をお願いします。
9番委員	報告します。3日の日に確認したところ、記載されているとおり間違いないことを報告します。
議長	ただいま、事務局からの説明と9番委員からの報告がありました が、本件につきましてご意見ありませんか。
	(意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、10番について事務局の説明をお願いします。
事務局	番号10、大字柳瀬字新並木、地目は畠2筆、3,718m ² です。使用賃借の再設定で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年です。以上です。
議長	引き続き、本件について6番委員に報告をお願いします。
6番委員	先日、確認しまして記載のとおり間違いません。2筆になっていますが現状は1筆になっており、面積があり機械の搬入もしやすいので賃借料があってもいいのではと思いましたが、貸主さんがいいと言われましたのでそのようになっております。
議長	ただいま、事務局からの説明と6番委員からの報告がありました が、本件につきましてご意見ありませんか。
	(意見なしの声)

議長	ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、11番について事務局の説明をお願いします。
事務局	番号11、大字川辺字大柳、地目は田2筆、2,210m ² です。賃貸借の再設定で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は3年で賃借料は10aあたり27,149円です。以上です。
議長	引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。
川辺地区推進委員	8日の日に本人さんと会いまして、記載されているとおり間違いません。以上です。
議長	ただいま、事務局からの説明と川辺地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。
	(意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、12番について事務局の説明をお願いします。
事務局	番号12、大字川辺字実、地目は畑2筆、5,974m ² です。賃貸借の再設定で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は27番地は茶15kg、28番地10aあたり15,000円です。以上です。

議長	引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。
川辺地区推進委員	12月31日に10番委員と確認しております。内容に間違いはありませんことを報告します。
議長	ただいま、事務局からの説明と川辺地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。
	(意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。
議長	13番と14番は利用権の設定を受ける者が同一につき一括して審議いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	番号13、大字柳瀬字吉ノ尾、地目は田1筆、1,424 m ² です。賃貸借の再設定で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は3年で賃借料は10aあたり10,000円です。続きまして14番、大字柳瀬字吉ノ尾、地目は田2筆、2,853 m ² です。賃貸借の再設定で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は3年で賃借料は10aあたり10,000円です。以上です。
議長	引き続き、本件について柳瀬地区推進委員に報告をお願いします。
柳瀬地区推進委員	12月28日に本人にお会いして確認をしております。再設定ということで問題ないと思います。
議長	ただいま、事務局からの説明と柳瀬地区推進委員から報告がありました、本件につきましてご意見ありませんか。
	(意見なしの声)

議長	ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。
議長	15番から26番までは、利用権の設定を受ける者が同一につき一括して審議いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	15番、大字川辺字上黒石、地目は田3筆、1,814m ² です。賃貸借の新規で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10aあたり16,538円です。16番、大字川辺字下黒石、地目は田1筆、1,269m ² です。賃貸借の新規で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり23,641円です。17番、大字柳瀬字入口、地目は田2筆、2,973m ² です。賃貸借の新規で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり13,455円です。18番、大字川辺字上高原、地目は畠1筆、3,799m ² です。賃貸借の新規で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。19番、大字川辺字中高原及び高原、地目は畠3筆、3,960m ² です。賃貸借の新規で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。20番、大字川辺字中高原及び高原、地目は畠3筆、6,067m ² です。賃貸借の新規で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。21番、大字川辺字上七折、地目は畠1筆、1,394m ² です。賃貸借の新規で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,022円です。22番、大字川辺字七折及び下永坂、中永坂、地目は畠3筆、2,886m ² です。賃貸借の新規で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円

	<p>です。23番、大字川辺字城ノ平、地目は畠3筆、2,568 m²です。賃貸借の新規で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。24番、大字川辺字堀内及び城ノ平、地目は畠7筆、8,003 m²です。賃貸借の新規で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。25番、大字川辺字上高原、地目は畠1筆、953 m²です。使用貸借の新規で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年です。最後に26番、大字川辺字上高原、地目は畠1筆、2,244 m²です。賃貸借の新規で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、新規の分について事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p>
	(意見なしの声)
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
	(異議なしの声)
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について審議します。</p> <p>1番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について説明いたします。1番、大字柳瀬字立神、地目は田2筆、3,387 m²です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買価格は1,354,800円で10aあたり400,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について柳瀬地区推進委員に報告をお願いします。</p>

柳瀬地区推進委員 議長	<p>先日、話を聞いてきて記載されているとおり間違いないとのことでした。以前から買われる方が耕作していて問題ないと思います。</p> <p>ただいま、事務局からの説明と柳瀬地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
	<p>議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による 農用地利用配分計画（案）に対する意見について</p>
議長	<p>次に、議案第3号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について、審議します。 1番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について説明します。番号1、大字川辺字上黒石及び下黒石、地目は田4筆、3,083 m²です。権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。権利種別は機構法賃貸借の転貸しで期間は5年で賃借料は10aあたり5269番地は23,641円、他3筆は10aあたり16,538円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>

議長	ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、2番について事務局の説明をお願いします。
事務局	番号2、大字川辺字上高原、堀内、城ノ平、地目は畠12筆、13,768m ² です。権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。権利種別は機構法賃貸借の転貸しで期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円と使用貸借は無償となっております。以上です。
議長	ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。
	(意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、3番について事務局の説明をお願いします。
事務局	番号3、大字川辺字高原、上七折、七折、下永坂、中永坂、地目は畠8筆、9,706m ² です。権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。権利種別は機構法賃貸借の転貸しで期間は5年で賃借料は10aあたり5,022円と5,000円となっております。以上です。
議長	ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。
	(意見なしの声)

議長	ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、4番について事務局の説明をお願いします。
事務局	番号4、大字川辺字上高原及び中高原、地目は畠3筆、8,400m ² です。権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。権利種別は機構法賃貸借の転貸しで期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。
議長	ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。
	(意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、5番について事務局の説明をお願いします。
事務局	番号5、大字柳瀬字入口、地目は田2筆、2,973m ² です。権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。権利種別は機構法賃貸借の転貸しで期間は5年で賃借料は10aあたり13,455円です。以上です。
議長	ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。
	(意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

	(異議なしの場合)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。
	議案第4号 農業委員会の法令遵守の申し合わせについて
議長	議案第4号農業委員会の法令遵守の申し合わせについて審議します。事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第4号農業委員会の法令遵守の申し合わせについて説明いたします。農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、高い倫理観を持ち、法令を遵守し、公正にその職務を遂行することが必要不可欠である。よって、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。1農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に農業委員会法第31条の議事参与の制限、同法第33条の議事録の公表を適正に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。2農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。以上、申し合わせについて審議をお願いいたします。
議長	ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。
	(意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。

議長	これをもちまして、本日提案しました議案は全て終了しました。
事務局	<p>その他</p> <p>(1) 次回の総会の開催日について 2月10日(月)曜日、午前9時から</p>
議長	<p>閉会</p> <p>それでは、これで本日の総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。</p>

閉会：午前9時55分

会議の内容に相違なき事を認め、ここに署名する。

令和2年1月10日

相良村農業委員会

署名委員 8番 印

署名委員 9番 印